

本検討会における検討内容について

公的個人認証サービス 普及拡大検討会

(1) 現状

- 公的個人認証サービスは、行政手続等をオンラインで利用するために必要不可欠な認証基盤である。
- 国税の電子申告に係る税額控除措置等を契機として普及が進み、2008年度末現在、電子証明書の発行件数は約113万件となっている。

(2) 検討の視点

- 徹底した利用者視点から、公的個人認証サービスの利便性の向上、利用サービスの拡大等を図り、認証基盤として抜本的な普及拡大を実現する。

(3) 目指すアウトプット

- 必要かつ実現可能な方策をリストアップし、制度改革事項を含めた実現方針を示す。

行政分野における更なる利用促進

利用サービスの拡大

署名検証者の拡大

- 金融機関の口座開設
- ネットオークション
- 署名メール

利用用途の拡大

- 行政情報の閲覧等(認証用途)
- 暗号メール(暗号用途)

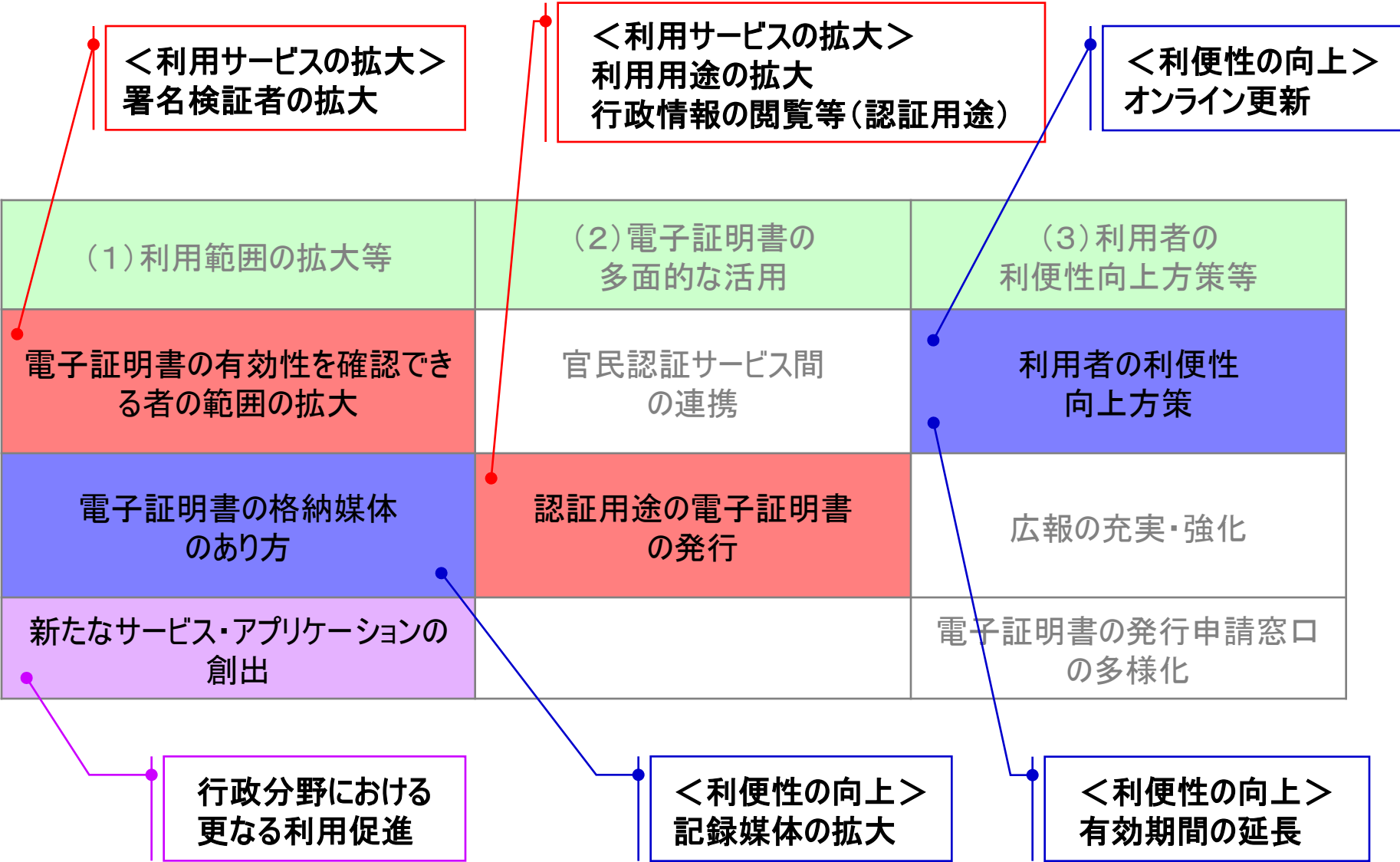
利便性の向上

オンライン更新

有効期間の延長

記録媒体の拡大

「公的個人認証サービスの利活用のあり方検討会 論点整理」(平成19年5月公表)との関係性



※「＜利用サービスの拡大＞利用用途の拡大 暗号メール(暗号用途)」は、本検討会から盛り込んだ論点

各種決定等

○ 電子行政の加速・オンライン利用の促進

- 「IT新改革戦略」（2006年1月19日 IT戦略本部決定）
 - ・ 利便性・サービス向上が実感できる電子行政の実現を図るとされている
- 「オンライン利用拡大行動計画」（2008年9月12日 IT戦略本部決定）
 - ・ オンラインのメリット拡大、使い勝手の向上等の措置を集中的に講ずるとされている
- 「実効的な電子行政の実現に向けた推進体制と法制度のあり方について」（2008年11月18日 （社）日本経済団体連合会）
 - ・ 電子行政の早期実現に向けた推進体制や法制度について具体的な方策を提案している
- 「デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～」（2009年4月9日 IT戦略本部決定）
 - ・ 国民がサービスの利便性を実感できる新しい電子政府・電子自治体の推進を図るとされている

○ 公的個人認証サービスの利活用

- 「電子私書箱(仮称)による社会保障サービス等のIT化に関する検討会報告書」（2008年3月17日 内閣官房IT室）
 - ・ 電子私書箱における本人の認証手段として、公的個人認証サービスの活用を含めたオンライン認証についての検討が必要とされている
- 「平成19年度 電子政府評価委員会報告書」（2008年3月19日 電子政府評価委員会）
 - ・ 公的個人認証サービスの普及方策について更なる検討を進めるとともに、電子署名・電子認証のあり方について検討が求められている
- 「オンライン利用拡大行動計画」（2008年9月12日 IT戦略本部決定）
 - ・ 公的個人認証サービスのあり方について、可能な限り利用者の利便性向上のための実務的な方策に取り組むこととされている
- 「次世代電子行政サービス(eワストップサービス)の実現に向けたグランドデザイン」（2008年6月4日 次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチーム）
 - ・ ワンストップサービスにおける認証に関し、公的個人認証サービスの検討状況を見ながら、検討することとされている
- 「社会保障カード(仮称)の在り方に関する検討会 これまでの議論の整理」（2008年10月28日 厚生労働省）
 - ・ 本人確認の仕組みとしては、安全性と信頼性が確保された方法として認められている公的個人認証サービスの電子証明書を用いる方法等を今後検討するとしている
- 「実効的な電子行政の実現に向けた推進体制と法制度のあり方について」（2008年11月18日 （社）日本経済団体連合会）
 - ・ 制限された用途等により、公的個人認証サービスの普及が遅れており、制度の再整備が重められている

検討会スケジュール

検討会	日程 (2009年度)	内容
第1回会合	4月21日	●検討会の検討内容等
第2回会合	6月2日	●各方策の実現に向けた検討 ＜利便性の向上＞
第3回会合	6月末(予定)	●各方策の実現に向けた検討 ＜利用サービスの拡大＞
第4回会合	7月末(予定)	●検討会中間取りまとめ ⇒ 各方策の実現に向けた制度改正事項等について
第5回会合 ...	未定	●行政分野における利用促進のための方策 ●各方策に関する技術的検討 等
最終会合	12月中(予定)	●検討会最終取りまとめ

参考資料 目次

・ 公的個人認証制度の概要	7
・ 公的個人認証サービス	8
・ 電子証明書 発行件数	9
・ 電子署名・認証業務の詳細	10
・ 発行手続の流れ	11
・ 公的個人認証を利用したオンライン手続の流れ	12
・ 公的個人認証の主な対象手続き(2008年4月1日現在)	14
・ 操作性の向上	15
・ 署名検証者の範囲(公的個人認証法第17条)	16
・ ハッシュ関数及び公開鍵暗号方式を利用した電子署名の仕組み	17
・ 公的個人認証サービスの利活用のあり方に関する検討会	18

公的個人認証制度の概要

<根拠法>

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 (公的個人認証法)

- 平成16年1月 施行 ※関係省庁と協議の上施行時期を決定
- 平成18年11月 一部改正(士業団体等を署名検証者に追加)

<実施体制>

■ 運営主体

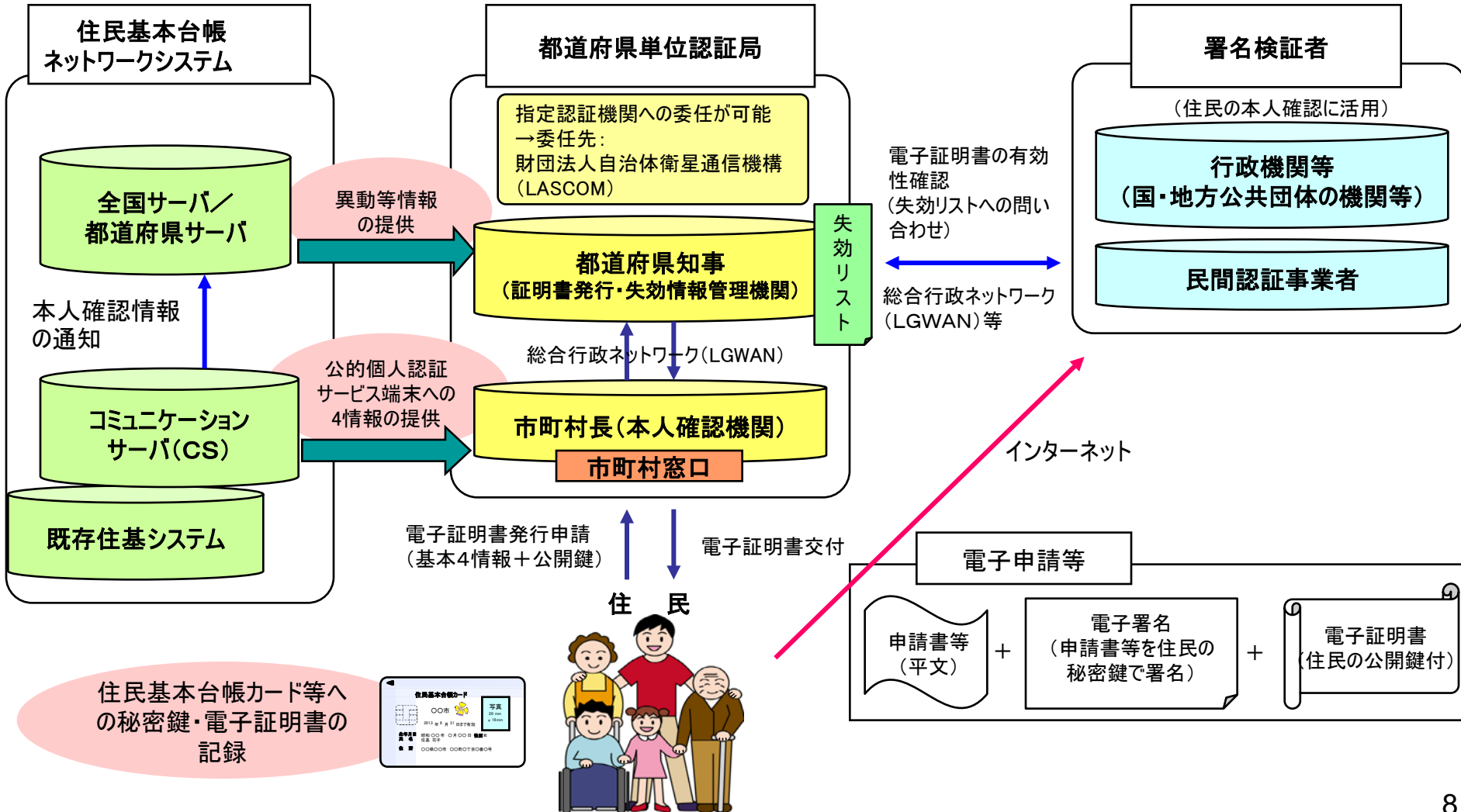
- 都道府県・・・電子証明書の発行事務・失効情報等提供事務
- 市町村・・・電子証明書を発行する際の本人確認事務
- (財)自治体衛星通信機構・・・都道府県知事が業務を委任

■ サービス利用主体

- 署名検証者(行政機関等。民間分野については特定認証業務を行う者であることが要件)
- 住民

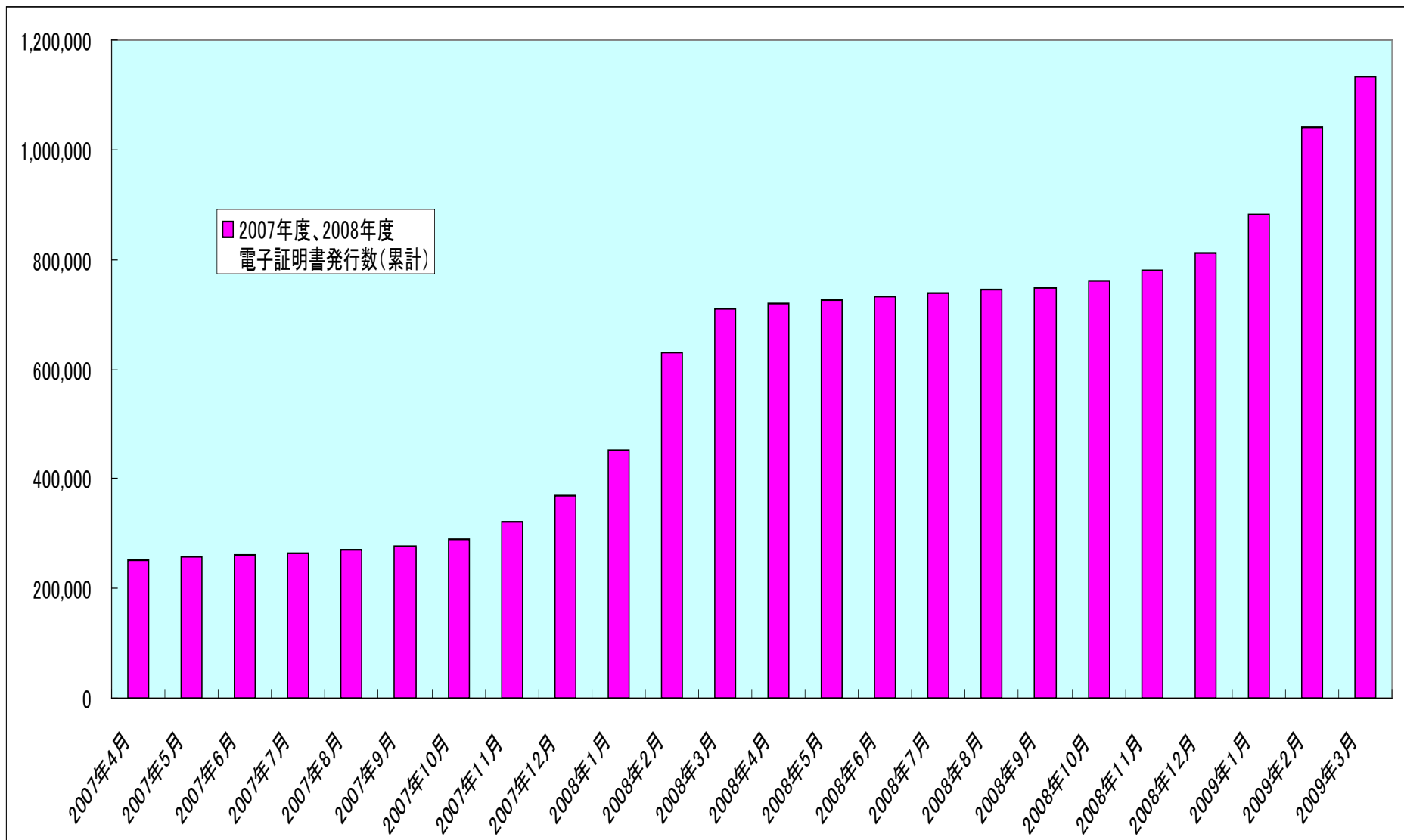
公的個人認証サービス

- オンラインでの行政手続等における本人確認のためのしくみ
- なりすまし、改ざん、送信否認などを防ぐため、高いセキュリティを確保
- 電子証明書の発行枚数：約113万枚(2008年度末現在)

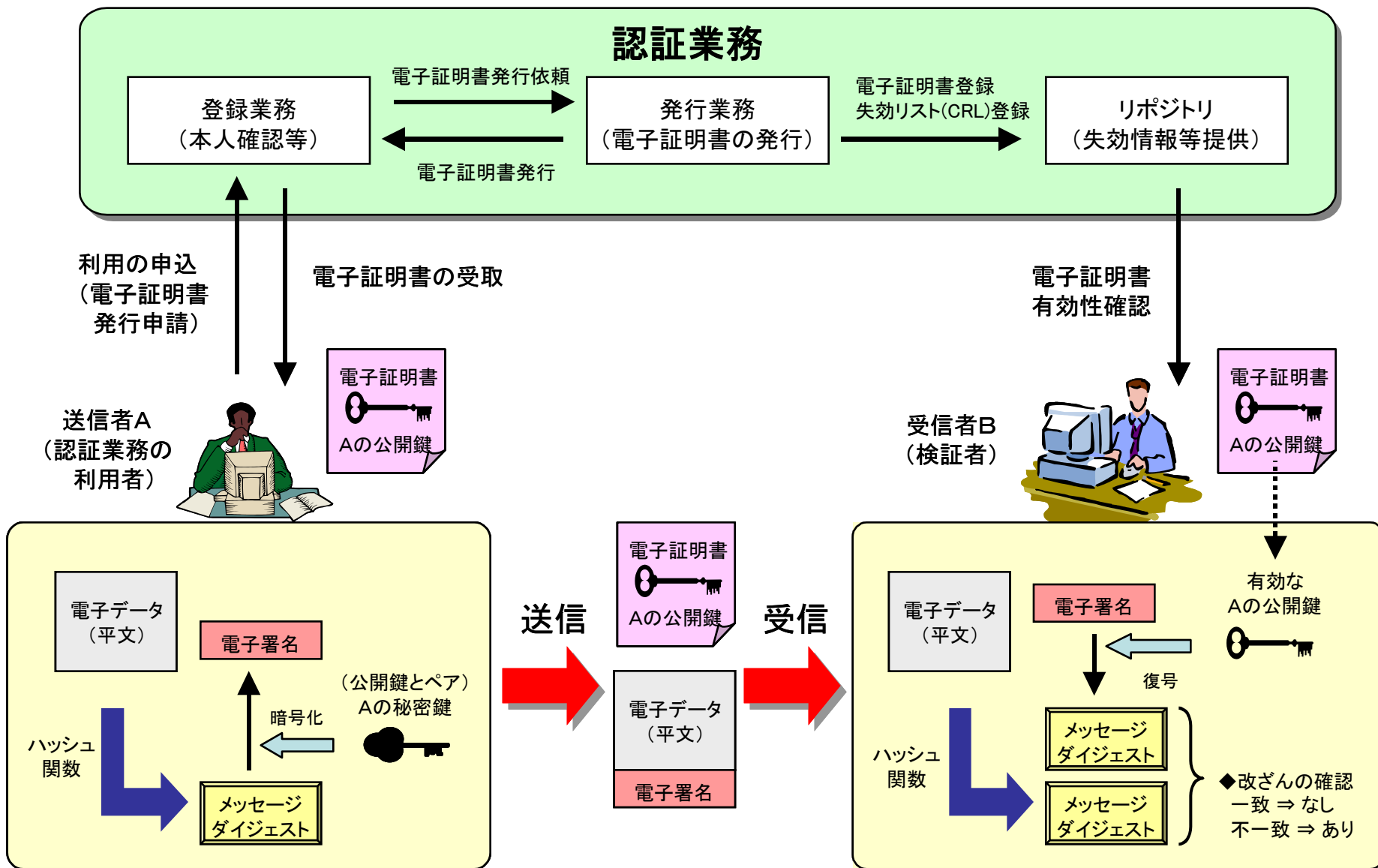


電子証明書 発行件数

2008年度末現在での電子証明書 発行件数(累計)は、約113万枚である。



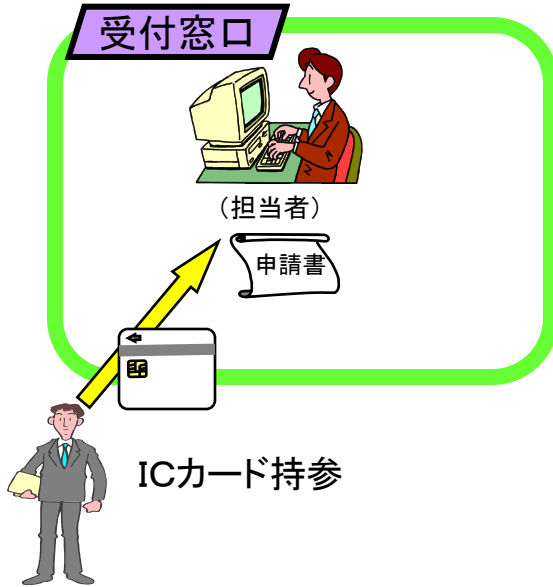
電子署名・認証業務の詳細



ハッシュ関数: 任意のデータ量の情報を一定のデータ量の情報に圧縮変換する一方向性の関数
 メッセージダイジェスト: 電子データをハッシュ関数で変換して得た値

発行手続の流れ

1. 市区町村役所(役場)へ行く



2. 受付手続 (申請書提出)

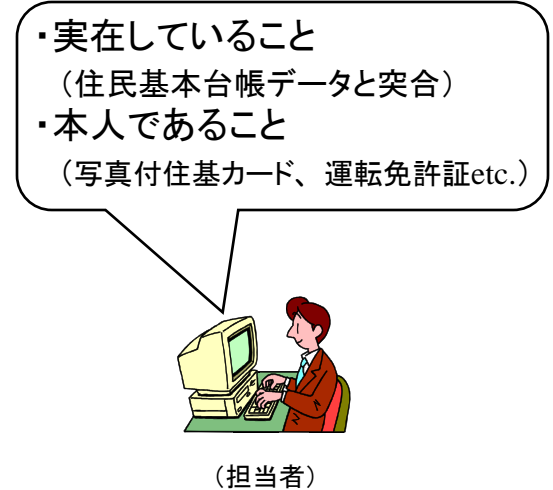
公的個人認証サービス
電子証明書発行申請書
平成 年 月 日

申請者氏名	総務 太郎
ふりがな	そうむ たろう
生年月日	昭和37年 6月17日
男女の別	男
住所	霞が関2丁目1番地2号

※1 氏名、住所の記載表記は、住民票に記載されている漢字を用いてください。
※2 パソコン等で、住民票に記載されている漢字が表記できない場合、申請者が日常パソコン等で使用している代替文字を記載してください。

代替文字	有 ・ 無
指定代替文字	

3. 本人確認



4. 本人確認後、 自分で鍵生成

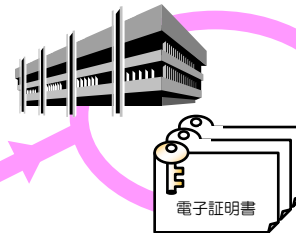


5. 公開鍵提出

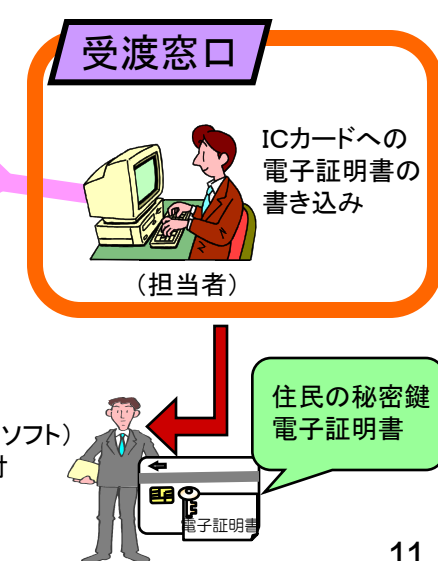


6. 証明書発行手続

都道府県知事が発行

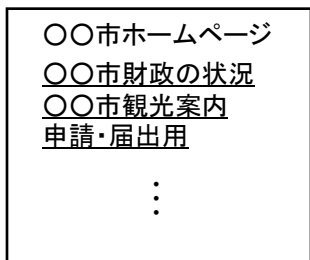


7. 証明書の交付



公的個人認証を利用したオンライン手続の流れ

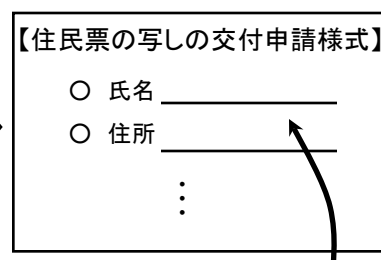
1, 自宅等のパソコンで行政機関等のホームページを開く



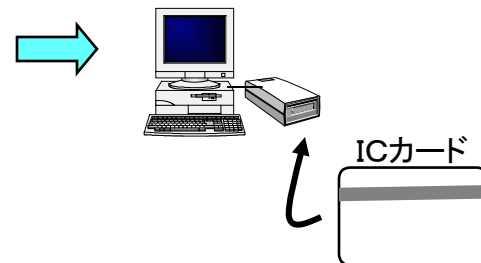
2, 利用しようとする申請・届出等のページを選択し、該当箇所をクリック



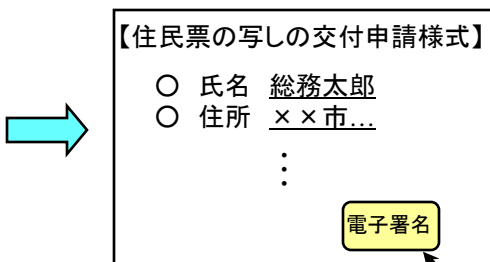
3, 様式に記入



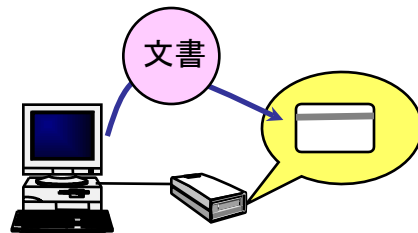
4, 利用者の秘密鍵が格納されたICカードをパソコンに接続されたリーダライタにセットし、秘密鍵を使用するためのパスワードを入力する



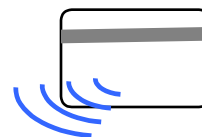
5, 電子署名の該当箇所をクリック



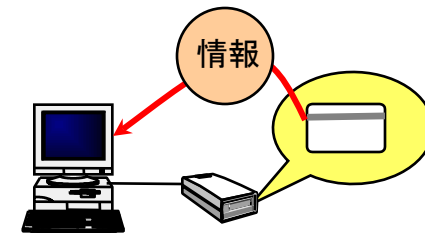
【電子署名の方法】



①電子署名を施すべき文書(デジタル情報)がICカード内に取り込まれる



②ICカード内で電子署名の処理(暗号化)が行われる

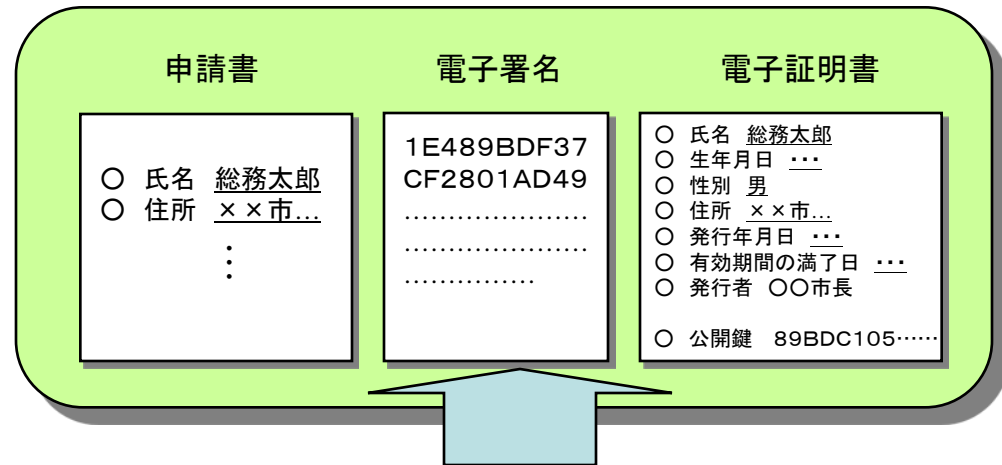
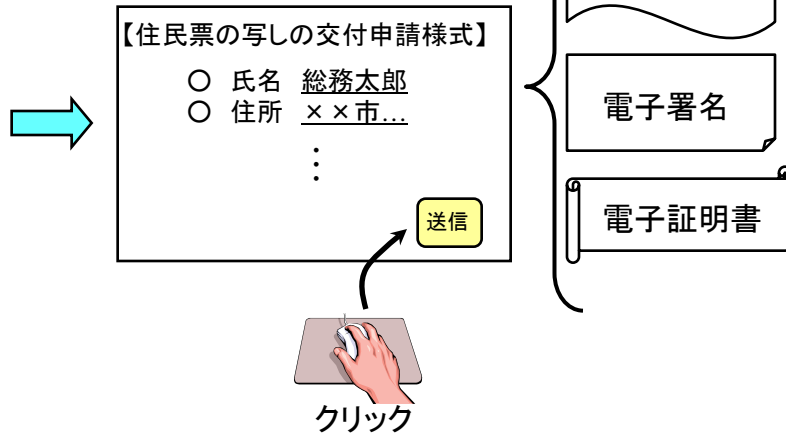


③電子署名が付された情報がパソコン内に取り込まれる

電子署名はICカード内で行われ、パソコン内に秘密鍵のデータが移ることはない。

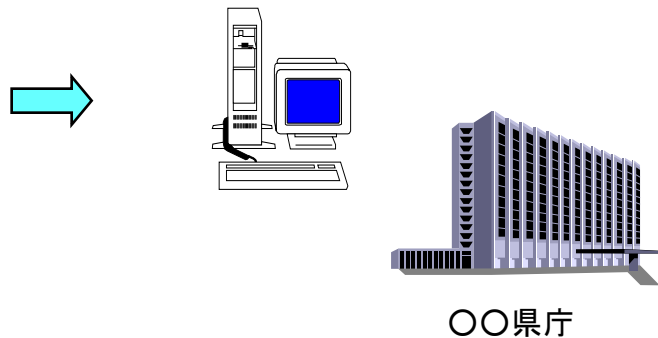
公的個人認証を利用したオンライン手続の流れ

6, 送信の該当箇所をクリック



全体が暗号化され、行政機関等に送信

7, 行政機関等のサーバーが受信



- 電子証明書の有効性を確認
- 電子証明書の公開鍵で電子署名を復号し、申請書と照合（自動的に実行）
- 電子証明書の氏名等と申請書の氏名等を照合

公的個人認証の主な対象手続(2008年4月1日現在)

国(15府省庁等)

- ・自動車検査登録(自動車保有関係手続ワンストップサービス)
 - ・国税関係手続
 - ・社会保険関係手続
 - ・国民年金及び厚生年金の年金加入状況・年金見込額の提供
 - ・商業・法人登記申請
 - ・不動産登記申請
- 等

都道府県(47団体)

- ・自動車税・自動車取得税申告(自動車保有関係手続ワンストップサービス)
 - ・都道府県税の電子申告
 - ・道路占用許可申請
- 等

市町村(35都道府県内の市町村)

- ・市町村税の電子申告
 - ・介護保険関係手続
 - ・児童手当関係手続
 - ・国民健康保険関係手続
- 等

(注1) 都道府県数及び市町村数は、共同運用システムに参加している自治体を含む。

(注2) 都道府県及び市町村の対象手続は、自治体毎に異なる。

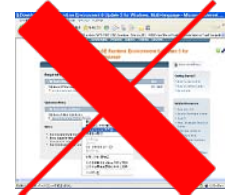
操作性の向上 (参考クリック数)

before 46クリック

after 12クリック



JREのダウンロード
22クリック



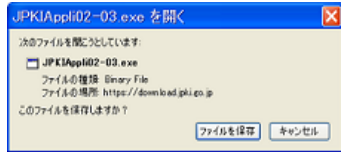
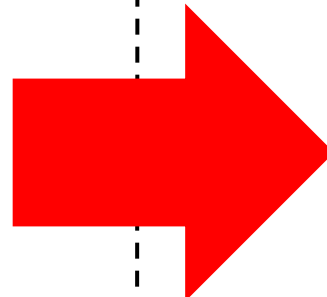
JREのダウンロード
0クリック



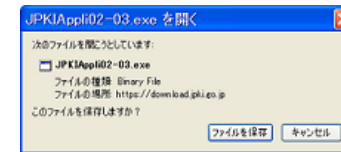
JREのインストール
4クリック



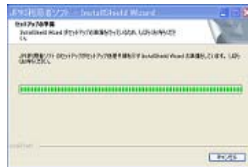
JREのインストール
0クリック



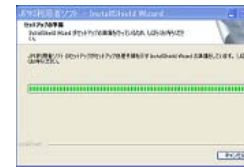
利用者クライアントソフトのダウンロード
5クリック



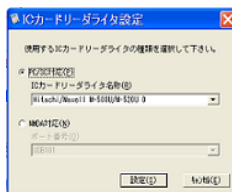
利用者クライアントソフトのダウンロード
7クリック



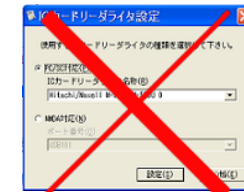
利用者クライアントソフトのインストール
10クリック



利用者クライアントソフトのインストール
5クリック



ICカードリーダーライタの設定
5クリック



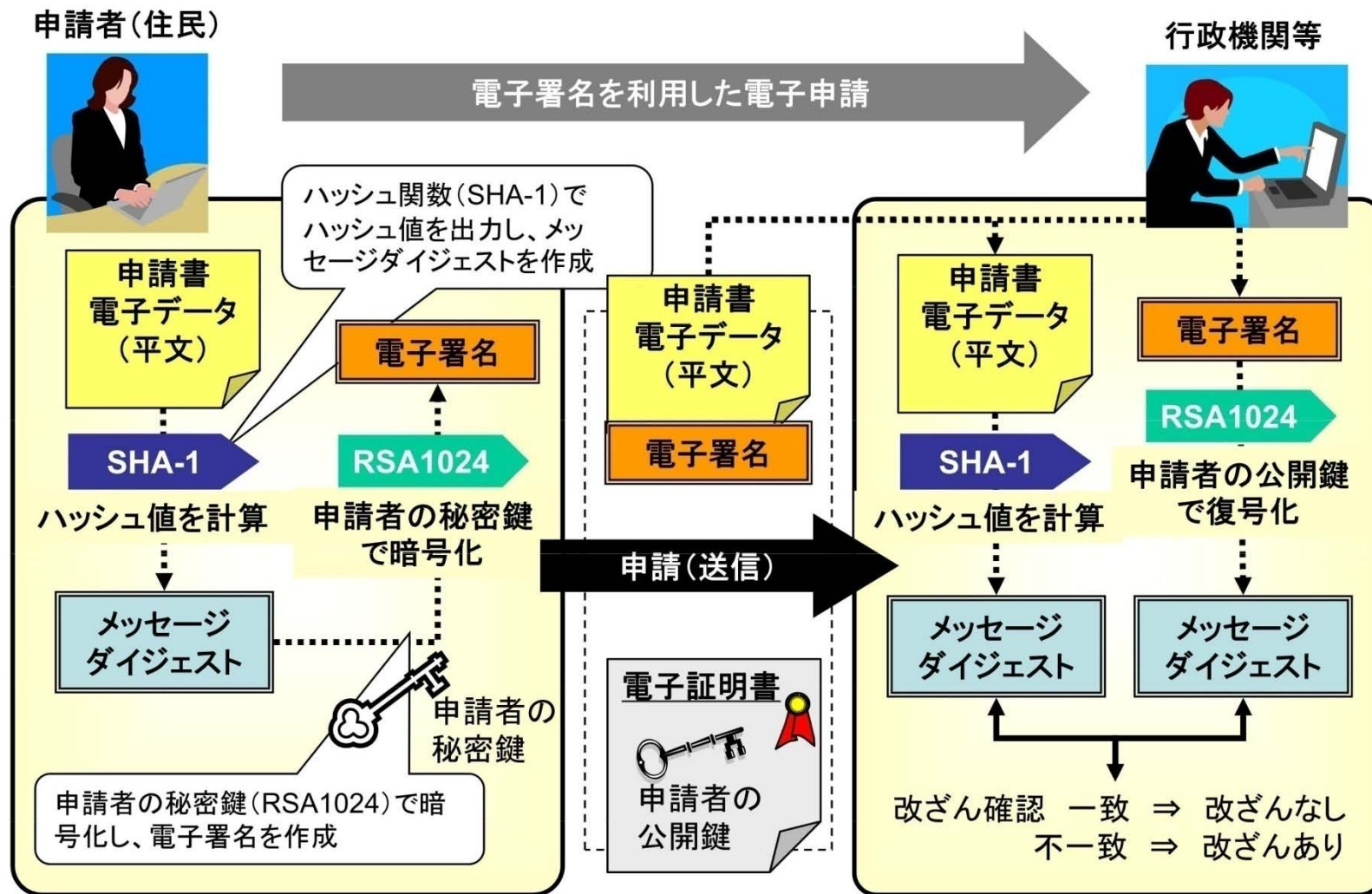
ICカードリーダーライタの設定
0クリック

署名検証者の範囲(公的個人認証法第17条)

- ① 行政機関等〔国、地方公共団体、独立行政法人、認可法人等〕
- ② 裁判所
- ③ 行政機関等に対する申請、届出その他の手続に随伴して必要となる事項につき、電磁的方式により提供を受け、行政機関等に対し自らこれを提供し、又はその照会に応じて回答する業務を行う者として行政庁が法律の規定に基づき指定し、登録し、認定し、又は承認した者〔自動車ワンストップサービスの登録情報処理機関〕
- ④ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者
- ⑤ 電子署名及び認証業務に関する法律第2条第3項に規定する特定認証業務を行う者であって政令で定める基準に適合するものとして総務大臣が認定する者
- ⑥ 行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する団体に政令で定めるもの〔学校法人等〕
- ⑦ 法律の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続を行う者が所属する団体に政令で定めるもの〔士業団体〕
- ⑧ 行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する者が所属する団体又は機関で政令で定めるもの〔法務省(公証人に失効情報等を提供)〕

団体署名検証者

ハッシュ関数及び公開鍵暗号方式を利用した電子署名の仕組み



公的個人認証サービスの利活用のあり方に関する検討会

公的個人認証サービスの利活用のあり方に関する検討会 設置要領

別紙

1. 名称

本検討会は「公的個人認証サービスの利活用のあり方に関する検討会」と称する。

2. 目的

公的個人認証サービスの一層の普及促進が課題となっている状況を踏まえ、公的個人認証サービスの利活用の促進を諮るための課題と方策について、主として制度・運用面から、有識者による専門的な検討を行うことを目的とする。

3. 検討課題・期間

以下の検討課題について、平成18年度末を目途に論点整理をとりまとめることとする。

- (1) 電子証明書の有効性を確認できる者の範囲の在り方
- (2) 電子証明書の多面的な活用方策に係る課題
- (3) 電子証明書の格納媒体の在り方
- (4) その他利用者の負担軽減、利便性の向上に資する方策

4. 位置づけ・構成

- (1) 本検討会は、総務省大臣官房総括審議官（政策企画担当）の検討会とする。
- (2) 検討会の構成は別紙のとおりとする。

5. 運営

- (1) 検討会に座長1名、座長代理1名を置く。
- (2) 座長は構成員の中から互選により定める。座長代理は座長の指名により定める。
- (3) 座長は、検討会を招集し、会務を総理する。
- (4) 座長代理は、座長を補佐し、座長の不在のときは、その職務を代行する。
- (5) 座長は必要があると認めるときは、関係者に検討会への出席を求め意見を聞くことができる。
- (6) その他検討会の運営方法は、座長の定めるところによる。

6. 事務局

検討会の事務局は、関係部局等の協力を得つつ、総務省自治行政局自治政策課が行う。

構成員

井堀 幹夫	市川市CIO・情報政策監
上松 和人	徳島県県民環境部地域振興局地域情報政策課長
大山 永昭	東京工業大学像情報工学研究施設教授【座長候補】
亀田 繁	(財)日本情報処理開発協会 電子署名・認証センター長
多賀谷一照	千葉大学法経学部教授【座長代理候補】
竹内 雅彦	(財)自治体衛星通信機構 公的個人認証サービスセンター長
前川 徹	富士通総研経済研究所上席主任研究員 早稲田大学客員教授
植田 哲史	(社)日本経済団体連合会産業第二本部長
村松 晃	日本認証サービス株式会社代表取締役社長

オブザーバ

小暮 純也	総務省自治行政局市町村課長
中井川 禎彦	総務省行政管理局管理官（情報担当）
水野 紳志	総務省情報通信政策局情報流通振興課長
小川 秀樹	法務省民事局商事課長（～第2回）
相澤 哲	法務省民事局商事課長（第3回～）
頓宮 裕貴	経済産業省商務情報政策局情報セキュリティ政策室長
宇都宮 啓	厚生労働省医政局研究開発振興課医療機器・情報室長

事務局

総務省自治行政局自治政策課

(敬称略)